

中部電力健康保険組合 個人情報保護管理規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下、「法」という。))および「行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下、「番号法」という。))、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下、「ガイダンス」という。))、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、中部電力健康保険組合(以下「組合」という。))における被保険者およびその被扶養者(以下「被保険者等」という。))等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又は毀損等(以下「漏えい等」という。))を防止し、個人情報の適正な保護を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- ①「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。
- ②「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- ③「要配慮個人情報」とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。
- ④「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。
- ⑤「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、および個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、他人によつても特定の個人情報を容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

- ⑥「保有個人データ」とは、組合が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものまたは6ヶ月以内に消去することとなるものは除く。
- ⑦「個人情報保護対策」とは、個人情報の取得、利用、提供、保管、廃棄等および本人からの求めに基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止等、個人情報に関する苦情・問合せの対応を適正に実施するための仕組みおよび取扱いをいう。
- ⑧「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- ⑨「役職員等」とは、役員、組合会議員、職員等（職員・パートタイマー・臨時員等）および派遣社員をいう。
- ⑩「通知」とは、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により、本人に直接知らしめることをいう。
- ⑪「公表」とは、合理的かつ適切な方法により、被保険者等に組合の意思を知らせることをいう。
- ⑫「明示」とは、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により、本人に対して明確に示すことをいう。
- ⑬「法令」とは、「個人情報の保護に関する法律」および「個人情報の保護に関する法律施行令」等をいう。
- ⑭「ガイドライン等」とは、所管官庁、事業者団体等が個人情報の保護に関して定める指針等のうち、組合に関連するものをいう。

（対象となる個人情報）

第 3 条 この規程において対象となる個人情報は、次の各号を含むすべての個人情報とする。なお、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等（以下「電子計算機等」という。）のシステムにより処理されているものかは問わない。また、この組合における個人情報は、原則として別表1に掲げるものとする。

- ① 診療報酬明細書等およびこれを基に作成される文書（医療費通知等）
- ② 保健事業として行う各種健診等の記録
- ③ 資格記録（資格取得・喪失年月日・標準報酬・賞与額等）
- ④ 給付記録（現金給付受給内容・口座番号等）
- ⑤ 被保険者記録および被扶養者記録
- ⑥ その他事業主および被保険者からの各種届出事項

- 2 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドンスに基づき、個人番号を含む死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報とする。
- 3 前項にかかわらず、個人情報を含む死者に関する情報は、生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。

（プライバシーポリシーの公表）

第 4 条 プライバシーポリシーは、被保険者等に公表するものとする。

（法令・ガイドライン等の規程類への反映）

第 5 条 組合は、法令およびガイドライン等の内容把握に努めなければならない。

- 2 法令およびガイドライン等に改廃があった場合、組合は、必要に応じて速やかにその内容をこの規程はじめ関係規程類に反映するものとする。

（管理組織）

第 6 条 組合は、個人情報保護に関する管理組織として、個人情報取扱責任者（以下「責任者」という。）を置き、常務理事をもってこれに充てる。

- 2 前項に定めるもののほか、個人情報保護に関して必要な事項の全般を担当する、個人情報保護管理担当者（以下「担当者」という。）を責任者の指名により設置する。なお、担当者の責務は、責任者と同一とする。

（個人情報取扱責任者および個人情報保護管理担当者の責務等）

第 7 条 責任者および担当者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行い、理事長とともに、その責任を負うものとする。また、個人情報保護に関して必要な事項の全般を管理することとする。

（利用目的）

第 8 条 組合は、被保険者等の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関して保険給付を行うためおよび被保険者等の健康の保持増進に必要な事業を行うために被保険者等の個人情報を利用する。

- 2 法第 15 条第 1 項に基づき特定すべき利用目的は、理事会が別に定める。

- 3 前項の規定で定めた利用目的を変更する必要がある場合、組合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲でこれを行わなければならない。また、当該範囲を超えて利用目的を変更する場合は、あらかじめ本人の同意を得たうえで、これを行わなければならない。
- 4 前三項にかかわらず、特定個人情報の利用目的は、番号法第 9 条に定める利用範囲において特定しなければならない。

（利用目的の公表等）

- 第 9 条** 個人情報の取得に際しては、その利用目的を別表 2 においてできる限り特定し、公表または本人に対してわかりやすいかたちで通知しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約書その他の書面、インターネットの入力フォーム等により本人から直接個人情報を取得する場合は、法令に定めがある場合を除き、あらかじめその利用目的（前条の規定により定めた利用目的の範囲に限る。）を本人に対して明示しなければならない。
 - 3 前条第 2 項の規定により利用目的を変更した場合は、法令に定めがある場合を除き、変更した利用目的を公表または本人に対して通知しなければならない。

（個人情報の取得および利用の原則）

- 第 10 条** 個人情報を取得する場合は、偽りその他不正の手段により行ってはならない。
- 2 個人情報の取得および利用は、第 8 条の規定により定めた利用目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。ただし、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取得または利用する場合は、法令に定めがある場合を除き、あらかじめ本人からその旨の同意を得てこれを行うものとする。
 - 3 合併その他の事由により他組合から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないかぎり、承継前における当該個人情報の利用目的の範囲内で利用しなければならない。
 - 4 第 2 項にかかわらず、特定個人情報については、本人の同意の有無にかかわらず、番号法第 9 条に定める範囲において特定した利用目的を超えて取得および利用してはならない。
 - 5 特定個人情報については、番号法第 20 条に定める場合を除き取得および保管してはならない。また、本人および代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第 16 条に定める本人確認の措置をとらなければならない。

- 6 法第 20 条第 2 項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

（個人情報の第三者への提供）

- 第 1 1 条** 個人データは、法第 27 条第 1 項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。ただし、同条第 5 項各号に定める委託、事業の継承または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。
- 2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず番号法第 19 条に定める場合を除き、提供してはならない。
- 3 法第 27 条第 1 項各号または第 5 項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者（法第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。）に提供する場合、様式第 1 号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から 3 年間保存しなければならない。
- 4 法第 27 条第 1 項各号または第 5 項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第 2 号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から 3 年間保存しなければならない。

（共同利用）

- 第 1 2 条** 個人データを特定の者と共同して利用する場合は、あらかじめ公表または本人に対して通知しなければならない。

（個人データの正確性の確保）

- 第 1 3 条** 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

（個人データの安全性の確保）

- 第 1 4 条** 組合は、個人データの漏えい等を防ぐため、組織的・人的・物理的・技術的側面から、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

（守秘義務）

- 第 1 5 条** 役職員等は、在職中はもとより解職後または退任後であっても、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（個人情報の管理）

第 1 6 条 被保険者等の個人情報が記載された文書等（帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同じ。）の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、責任者が行う。また、責任者は、第 7 条に定める安全対策として、個人情報が記載、記録された文書等について整理および保管状況を把握するとともに、電子計算機等および番号法第 2 条第 1 項第 14 号に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人情報への不当なアクセス並びに故意または過失による虚偽入力、書換えおよび消去を防止するため必要な事項に関しては、別に定める。

（死者に関する情報の管理）

第 1 7 条 組合が死者に関する情報を保存している場合には、組合は漏えい等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講じる。

（外部委託）

第 1 8 条 組合は、個人データを取扱う業務を外部に委託（委任・請負等の契約の形態・種類を問わず、他の者に個人データの取扱いの全部または一部を行うよう依頼する契約の一切を含む。）する場合は、安全管理措置の十分な水準を確保している事業者を選定しなければならない。

- 2 被保険者等の個人情報に関する処理を外部に委託する場合は、次の各号に掲げる事項を、契約書上に明記することを了承した業者に限るものとし、契約期間中において、契約に定めた安全管理措置の実施状況を監督しなければならない。

- ①法令・関連通知およびガイダンス（当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む。）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。
- ②被保険者等の個人情報を、委託業務の目的以外に利用しないこと。
- ③被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除することができること。
- ④被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。
- ⑤責任者は、随時、委託契約に関する調査を行い、説明および報告を求めることができること。

- ⑥責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。
- ⑦組合との直接の契約を伴わない再委託を行わないこと。

（個人情報の廃棄および消去）

- 第 19 条** 被保険者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、責任者の指示に従い、個人情報を読み取り不可能な状態にしなければならない。
- 2** 電子計算機等の廃棄または転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。
- 3** 特定個人情報については、必要でなくなった場合かつ所管法令で定める保存期間を経過した場合、前二項に定める方法により、可及的速やかに廃棄または消去しなければならない。
- 4** 前三項に定めるもののほか、個人情報の廃棄および消去のため必要な事項に関しては、別に定める。

（教育）

- 第 20 条** 責任者および担当者は、役職員等の採用あるいは就任にあたり、個人情報保護の重要性等を理解し、遵守の徹底が図られるよう必要な研修、教育を実施するほか、随時、役職員等に対し、個人情報保護に関して必要な研修、教育を実施する。
- 2** 前項に定める研修、教育を実施した場合、責任者または担当者は、実施時期、場所、対象者および内容を記録し、保存するものとする。

（委託先の監督）

- 第 21 条** 組合の被保険者等の個人情報に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（保有個人データの開示）

- 第 22 条** 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、および訪問看護療養費明細書（老人医療に係るものを除く。以下「レセプト」という。）の開示に当たっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」（平成17年3月31日保発第 0331009 号厚生労働省保険局保険局長通知）に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき処理を行う。

- 2 組合のレセプト以外の保有個人データの開示については、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に基づき処理を行う。

（手数料）

第 2 3 条 開示の請求に対して、組合は、必要な手数料を徴収することができる。

（保有個人データの訂正および利用停止等）

第 2 4 条 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合、もしくは個人データが特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また、特定個人情報番号法に定める範囲を超えて第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止または消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に基づき処理を行う。

（個人情報相談窓口の設置）

第 2 5 条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。

- 2 被保険者等からの苦情等の申出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ、責任者に報告しなければならない。

（監査）

第 2 6 条 監事は、個人情報保護の徹底に関して、監査を毎年 1 回実施する。

- 2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第 2 7 条 役員および組合会議員が、正当な理由なく、故意または重大な過失により、この規程に違反し、組合、被保険者等または他の従事者に不利益を及ぼした場合は、理事会の議決により懲戒処分の対象とする。

懲戒の種類は、次の各号とする。

- ① 組合会議員の罷免
- ② 訓告（厳重に注意する。）

- 2 該当役員または組合会議員は、前項に定める懲戒処分について不服があるときは、組合会に不服申し立てすることができる。
- 3 職員がこの規程に違反した場合は、健保職員就業規則の定めにより、懲戒処分の対象とする。

(損害賠償)

第 2 8 条 役職員等が、故意、過失による個人情報の漏えい等により、組合、被保険者等または他の従事者に損害を及ぼしたときは、その全部または一部を弁償させることがある。

(その他)

第 2 9 条 個人情報の管理方法やセキュリティ対策の具体的な取扱いについては、別に定める「情報セキュリティポリシー」によるものとする。

(漏えい等の事故にかかる対策)

- 第 3 0 条** 組合は、個人情報の重要性および秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応についてあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。
- 2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応の他、ガイドンスⅢ6(5)に定める二次被害の防止および事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この規程変更（守秘義務の変更、罰則および損害賠償の制定）は、平成 1 6 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この規程変更（平成 1 7 年 3 月 4 日組合会議決）は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年８月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年５月３０日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年８月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０２１年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０２２年１１月１日から施行する。

別表1

健康保険組合が保有する個人情報

個人情報の種類	個人情報の内容
適用関連	・記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号、被保険者枝番 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ・事業所名、事業所社員コード、所属、出向先事業所、住所所在地 ・その他被保険者等にかかる情報 ＊被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄、同居有無等） ＊任意継続被保険者の場合、上記に加え電話番号
保険給付関連 （現物）	・診療報酬明細書（レセプト）記載情報 【診療年月日、日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
保険給付関連 （現金）	・療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等、その他被保険者等にかかる情報】
	・傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
	・出産手当金、出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
	・埋葬料（費）関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかかる情報、その他被保険者等にかかる情報】
保健事業関連	・健康診査、保健指導関連（特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む） 【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果、その他被保険者等にかかる情報】
その他	・第三者行為求償関連 【事故等の情報・求償相手の情報、自動車保険等の情報】

上記のうち、適用および現金給付情報において個人番号が付された情報については、特定個人情報として取扱うものとする。

別表 2

健康保険組合の通常業務における個人情報の利用目的

1 被保険者等に対する保険給付

(1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの

- ・被保険者資格の確認、被扶養者の認定ならびに健康保険被保険者証の発行管理
- ・保険給付および付加給付の実施

(2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの

- ・高額療養費および一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払い
- ・海外療養費にかかる翻訳のための外部委託
- ・第三者行為に係る損保会社等への求償
- ・健保連の高額医療給付の共同事業
- ・番号法に定める情報連携
- ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

2 保険料の徴収等

健康保険組合等の内部での利用に係るもの

- ・標準報酬月額および標準賞与額の把握
- ・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収

3 保健事業

(1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導および健康相談等
- ・特定健診、保健指導の実施

(2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの

- ・特定健診、保健指導の実施状況管理および国への報告
- ・医療機関への健診の委託
- ・コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供
- ・被保険者等への医療費通知
- ・健康情報ポータルサイト（医療費と給付金のお知らせ・健診結果通知等を含む個別健康情報提供）の運営の外部委託

4 診療報酬の審査・支払

(1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの

- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

(2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託

- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託
- (3) 審査支払機関への情報提供を伴うもの
 - ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
 - ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会および提供
- 5 健康保険組合の運営の安定化
 - (1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの
 - ・医療費分析・疾病分析
 - (2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
 - ・健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画
- 6 その他
 - (1) 健康保険組合等の内部での利用に係るもの
 - ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
 - (2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談または届出等
- 7 特定個人情報

番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者または行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的

 - (1) 組合の事務処理執行のため、他機関より情報を受ける場合
 - ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
 - ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
 - ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
 - ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
 - ・保険給付および任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報
 - (2) 他機関の事務執行のため、組合が情報を提供する場合
 - ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
 - ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報
- 8 オンライン資格確認等システムの利用
 - (1) 他機関の事務執行のため、組合が情報を提供する場合
 - ・被保険者等の資格関連情報および特定健診データの登録
 - (2) 組合の事務処理執行のため、他機関より情報を受ける場合

- ・ 特定健診データ

(様式第 1 号)

①提供 年月日	②提供した第三者			③個人情報 により識別 される本人	④個人 情報の 項目	⑤本人同 意の有無
	氏名また は名称	住所	代表者氏名 (法人のみ)			

注：

- 1 この様式は、紙、データ様式のいずれかとする。
- 2 ②③の記載においては、氏名、名称または当該者を特定するに足る事項を記載するものとする。
- 3 この様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

(様式第 2 号)

①提供 を受けた年月 日	②提供を受けた者			③データ 取得の経 緯	④個人情 報により 識別され る本人	⑤個人情 報の項目	⑥本人同 意の有無
	氏名また は名称	住所	代表者氏名 (法人のみ)				

注：

- 1 この様式は、紙、データ様式のいずれかとする。
- 2 ②④の記載においては、氏名、名称または当該者を特定するに足る事項を記載するものとする。
- 3 この様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。